

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の重要な変更 に係る再実施について

1 概要

社会保障・税番号制度においては，特定個人情報の不正追跡・突合・財産その他の被害等への懸念に対して，個人情報保護委員会による監視・監督その他の制度上の保護措置を定めるとともに，特定個人情報の提供には原則として情報提供ネットワークシステムを使用する等システム上の安全措置を講じることとされています。

このような社会保障・税番号制度の枠組みの下での制度上の保護措置の一つに特定個人情報保護評価があり，特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぎ，個人のプライバシー等の権利利益を保護しています。

【参考】特定個人情報保護評価指針の解説（以下「指針の解説」とします。） 1 ページ～ 17 ページ

特定個人情報保護評価には，しきい値判断により基礎項目評価，重点項目評価，全項目評価があり，原則として全て公表することとされています。特に全項目評価については，住民等の意見聴取（パブリックコメント）及び第三者点検（個人情報保護審議会の点検）を行ったうえで公表します。

【参考】指針の解説 76 ページ～ 91 ページ

評価実施機関（柏市長）は，保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは，当該変更を加える前に，特定個人情報保護評価を再実施するものとされています。

【参考】指針の解説 105 ページ～ 118 ページ

柏市では，国の指針に基づき，柏市が使用している業務システムについて，令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指しております。

ガバメントクラウドの活用に当たり，データの保管場所やセキュリティ対策に変更が生じることから，公表している全項目評価書の内容を変更する必要があります。

このことは、特定個人情報保護評価指針第6第2項第2号に規定のある重要な変更該当することから、特定個人情報保護評価の再実施を行います。

2 根拠

- (1) 特定個人情報保護委員会規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第11条
- (2) 特定個人情報保護評価指針第6の2（1）～（3）

3 対象

- (1) 住民基本台帳に関する事務（担当部署：市民生活部市民課）
- (2) 個人住民税の賦課事務（担当部署：財政部市民税課）
- (3) 固定資産税・都市計画税の賦課事務（担当部署：財政部資産税課）
- (4) 予防接種の実施，給付の支給又は実費の徴収事務（担当部署：健康医療部健康増進課）

4 評価書の構成及び主な変更点について 別紙のとおり

5 パブリックコメントの実施状況

- (1) 令和6年8月9日から同年9月9日まで（31日間）
- (2) 市ホームページ，行政資料室（本庁舎1階），行政資料コーナー（沼南庁舎1階），柏駅前行政サービスセンター，富勢出張所，近隣センター（市内23か所）及び行政課窓口として実施
- (3) 意見はありませんでした。

6 今後の予定

- (1) 令和6年10月18日（金）
第2回目の開催（審議，答申について検討）
- (2) 令和6年11月中
必要に応じて評価書を修正する。

個人情報保護委員会に評価書を提出し、公表する。

7 配付資料

- (1) 標準準拠システム，ガバメントクラウドに関する説明資料
【資料①】
- (2) 住民基本台帳に関する事務 全項目評価書（市民課）【資料②】
- (3) 個人住民税の賦課事務 全項目評価書（市民税課）【資料③】
- (4) 固定資産税・都市計画税の賦課事務（資産税課）【資料④】
- (5) 予防接種の実施，給付の支給又は実費の徴収事務（健康増進課）【資料⑤】
- (6) 特定個人情報保護評価指針（令和6年5月27日最終改正・個人情報保護委員会）【資料⑥】
- (7) 特定個人情報保護評価指針の解説（令和6年5月27日最終改正・個人情報保護委員会）【資料⑦】
- (8) 平成26年特定個人情報保護委員会規則【資料⑧】
- (9) 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）〔審査の観点及び審査の観点における主な考慮事項〕【資料⑨】

1 特定個人情報保護評価書の構成

評価書は，次のとおり構成されています。

(1) 基本情報

特定個人情報保護評価の対象となる事務の名称及び内容，当該事務において使用するシステムの名称及び機能，当該事務において使用する特定個人情報ファイルの名称及び取り扱う必要性等について記載しています。

(2) 特定個人情報ファイルの概要

特定個人情報ファイルに記録される対象人数・記録される項目・使用者数，特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無等を記載しています。

(3) 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセス（情報の入手，使用，取扱いの委託，提供・移転，保管・消去等）において想定されるリスクとその対策について記載しています。

(4) その他のリスク対策

（３）に記載するリスク対策以外のリスク対策（監査，職員に対する教育・啓発等）について記載しています。

(5) 開示請求，問合せ

特定個人情報の開示・停止・利用停止請求及び特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せについて記載しています。

(6) 評価実施手続

市民からの意見の聴取及び第三者点検の方法等について記載しています。

(7) 巻末 変更箇所

（１）から（６）までの記載に変更があった場合は，変更日，変更前・変更後の記載内容等について一覧で記載しています。

2 主な変更箇所

(1) 基本情報

「２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用す

るシステム」欄に，次の変更を加えました。

ア 「口座管理システム」と「収納管理システム」を統合し，
「統合収納管理システム」に変更（個人住民税の賦課事務及び固定資産税・都市計画税の賦課事務の評価書に限る。）

イ 「EUCシステム」を追加（予防接種の実施，給付の支給又は実費の徴収事務の評価書を除く。また，標準準拠システム移行までは，既存の記載も残します。）

ウ 「庁内データ連携システム」を追加（予防接種の実施，給付の支給又は実費の徴収事務の評価書を除く。）

(2) 特定個人情報ファイルの概要

ア 「4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託」欄の委託事項について，「システムの運用・保守業務，法制度改正」とする変更を加えました。

イ 「6．特定個人情報の保管・消去」欄に，＜ガバメントクラウドにおける措置＞を追記しました。

(3) 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
＜ガバメントクラウドにおける措置＞を追記しました。

(4) その他のリスク対策

＜ガバメントクラウドにおける措置＞を追記しました。

※＜ガバメントクラウドにおける措置＞は，デジタル庁が示した記載例に沿って記載しています。